

七 長期信用銀行法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第二条（略） （削る）</p> <p>2  この命令の施行の際現に、海外で行っているリース物品（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第十号に規定するリース物品をいう。）を使用させる業務（改正前の長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第十一号の規定による届出がされたものに限る。）については、当分の間、長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第十一号に掲げる業務とみなす。</p> <p>3  6  （略）</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略）</p> <p>2  新規則第十三条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（長期信用銀行法第六条第四項に規定する短期社債等に係るものを除く。）並びに新規則第十三条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分の間適用しない。</p> <p>3  この命令の施行の際現に、海外で行っているリース物品（新規則第四条の五第二項第十号に規定するリース物品をいう。）を使用させる業務（改正前の長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第十一号の規定による届出がされたものに限る。）については、当分の間、新規則第四条の五第二項第十一号に掲げる業務とみなす。</p> <p>4  7  （略）</p>